

○経済産業省告示 第九十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一～四十二 [略]</p> <p><u>四十三 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器であつて、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であること。</u></p> <p><u>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを放出させる構造であること。</u></p> <p><u>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p><u>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p> <p><u>ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</u></p> <p><u>ヘ 作動後の押出ピストンは固定され、燃焼室内のガスが外部に漏れないものであること。</u></p> <p><u>四十四 電路を短絡させるアクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・三三五グラム以下であること。</u></p> <p><u>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、電路を短絡させる構造であること。</u></p> <p><u>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p><u>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p> <p><u>ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</u></p> <p><u>ヘ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</u></p>	<p>一～四十二 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の [] は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示 第九十五号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第三十九号）の施行に伴い、火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成十年三月二十六日通商産業省告示百四十九号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理 国务大臣 新藤 義孝

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(容器包装の技術上の基準)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 容器包装は、火薬類を収納する前に、腐食、汚染その他の損傷が無いことを<u>確認</u>したものであること。</p> <p>四～十二 [略]</p>	<p>(容器包装の技術上の基準)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 容器包装は、火薬類を収納する前に、腐食、汚染その他の損傷が無いことを<u>目視等により確認</u>したものであること。</p> <p>四～十二 [略]</p>
備考 表中の [] は注記である。	

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について
(技術基準の見直し)

令和 6 年 4 月
経 済 産 業 省
産業保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

1. 背景

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な 7 項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第 6 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 1 月 21 日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受、第 15 回火薬小委員会において、火薬類取締法に関する規制について、見直しを要する条項とされた 371 件の対応方針について審議した。今般、火薬小委員会及びデジタル原則を踏まえ、火薬類の技術基準の一部について改正を行うもの。

2. 主な改正事項

(1) 目視規制のうち、見張人（消費、廃棄）にかかる技術基準の見直し

発破等に際する関係者以外の立入り制限に対し人の配置を明示的に求める規制について、見張人が担う役割や規制の目的を達成することにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。状況に応じた適切な立入り制限を講ずるため、見張人の配置に係る内容を例示基準（内規）とし、関係人のほかが立ち入らないような措置を事業者自らが主体的かつ適切に判断すべきこととして性能規定化を行う。

（施行規則第 53 条第 16 号、第 54 条の 3 第 9 号、第 67 条第 2 項第 2 号）

(2) 目視規制のうち、見張人（消費、廃棄）にかかる技術基準の見直し

警鳴装置を設置しない場合等における貯蔵火薬類の盗難防止に対し人の配置を明示的に求める規制について、見張人が担う役割や規制の目的を達成することにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。状況に応じた適切な立入り制限を講ずるため、見張人の配置に係る内容を例示基準（内規）とし、関係人のほかが立ち入らないような措置を事業者自らが主体的かつ適切に判断すべきこととして性能規定化を行う。

（施行規則第 5 条第 1 項第 27 号、第 5 条の 2 第 1 項第 19 号、第 6 条第 1 項第 4 号、第 24 条第 16 号、第 52 条第 3 項第 2 号、同項第 4 号、第 52 条の 2 第 3 項第 3 号、第 56 条の 2 第 4 項第 3 号、第 56 条の 3 第 1 項第 4 号、第 87 条第 1 号）

(3) 目視検査（完成・保安検査、現地検査）にかかる技術基準の見直し

完成検査や保安検査等に際し、申請内容と実際の設備等の整合性確認等の観点から行われる目視や現地検査について、目視が担う役割と同等の措置が図られることにおいて、デジタル技術を活用する

ことを排除する必要はない。状況に応じた適切な検査等を行うため、目視に類する方法の追加とともに係る内容を例示基準（内規）とし、完成検査等の方法を事業者自らが主体的かつ適切に判断すべきこととして性能規定化を行う。

（施行規則別表第1（第44条第1項）、別表第2（第44条第2項）、別表第3（第44条の5第1項）、別表第4（第44条の5第2項）、第44条の7第2項）

（4）定期検査にかかる技術基準の見直し

火薬庫等の施設に関する検査など、技術基準の適合性や設備の正常な動作の確認を事業者自らが定期的に行うこと等を求める規制について、当該定期的な検査等が規制の目的を達成することにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。常時監視等に関する方法の追加と性能規定化とともに、火薬庫等の施設や設備等の技術基準の適合性や動作確認について常に確認できている場合については、定期点検を免除し、定期自主検査の周期を延長する。

（施行規則第67条の8、第67条の9第1号、同条第2号、同条第3号、第67条の10、第67条の11、第70条の2第4号、同条第7号、第70条の4第4号、同条第8号、第16条第3号へ、同条第4号ニ、第21条第1項第14号）

（5）表現の修正

「あつて」の表現を修正。

（6）火薬類の容器包装の基準を定める告示の改正

容器包装の外観等確認方法について、限定的な表現となっている箇所を見直す。

○経済産業省令 第三十九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健

※本文省略（日本火薬工業会ホームページに掲載）

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について

20240612 保局第1号 令和6年6月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」(20210215 保局第1号)の一部について別紙のとおり改正する。

※別紙は次ページ参照

※別紙記載の下記「別添」については日本火薬工業会ホームページ「省庁ニュース」に掲載

- 別添1 火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）
- 別添2 火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）
- 別添3 火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）
- 別添4 火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）
- 別添5 火薬類取締法施行規則関係例示基準（その他）

附 則

この規程は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令第39号）の施行の日から施行する。

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

1. 総則

火薬類取締法施行規則(昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「規則」という。)で定める機能性基準への適合性評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添1「火薬類取締法施行規則関係例示基準(製造)」、別添2「火薬類取締法施行規則関係例示基準(貯蔵)」、別添3「火薬類取締法施行規則関係例示基準(消費)」、別添4「火薬類取締法施行規則関係例示基準(廃棄)」又は別添5「火薬類取締法施行規則関係例示基準(その他)」(以下「例示基準」という。)のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

2. 許可、届出及び検査の手続における取扱い

(1) 機能性基準が関与する許可申請、届出、検査申請(以下「申請等」という。)において、適用すべき機能性基準への適合性評価に係る当該申請等の詳細な技術的事項(以下「申請基準」という。)が例示基準に基づくときは、当該申請等の手続における取扱いは規則に定めるところによる。

(2) 申請者は、申請等において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る申請基準が例示基準に基づかないときの手続における取扱いは、規則に定めるところのほか、原則として次のイ及びロに掲げる資料を添付しなければならない【注1】。

イ. 当該申請において適合性評価を行う詳細な技術的事項

ロ. イの申請基準が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等)

(3) 申請者は、申請時において、(2)イ及びロの評価にあたり専門的知見を要すると申請者が判断したときは、申請基準の機能性基準適合に関する有識者による評価書を提出することとする。また、経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市の求めがあったときも同様に、有識者による評価書を提出することとする。【注2】

注1) 申請基準について、すでに機能性基準への適合性評価が行われている事例があるときは、一部の資料を省略することを妨げない。

注2) 有識者による評価書の作成にあたっては、次のような評価委員会を開催して、申請基準の機能性基準適合に関する意見等を取りまとめることが望ましい。また、有識者は利害関係のない者であることが望ましい。

- ・ 3名以上とする。
- ・ 有識者は、①～⑥の専門分野について、火薬類の種類、その取扱方法、申請基準の内容等に応じて選定する。
 - ① 火薬類取締に関する法令に深い見識と知識を有する者
 - ② 火薬学を修得し、火薬類の製造方法に精通した者
 - ③ 火薬学を修得し、火薬類製造所等の保安管理技術に精通した者
 - ④ 火薬学を修得し、火薬類の性能評価・試験方法に精通した者
 - ⑤ 火薬類の取り扱い（貯蔵、運搬、消費、廃棄等）の実務に精通した者
 - ⑥ その他、機械工学・安全工学、電気工学・電子工学、有機化学・化学工学の学識経験者

3. 経済産業省における例示基準の改正及び追加

- (1) 経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、適合性評価を行った申請基準を新たに例示基準へ追加規定することの可否について、申請者に確認を行うこと。
- (2) (1)において、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、追加規定が可能と回答があった申請基準について、意見を付して、経済産業省産業保安グループ鉾山・火薬類監理官付に提出すること。

○経済産業省令第三十九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理 国務大臣 新藤 義孝

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～二十六 [略]</p> <p>二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、<u>盗難を防止するための措置</u>を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二十八～三十五 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(移動式製造設備に係る製造方法の基準)</p> <p>第五条の二 [略]</p> <p>一～十八 [略]</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、<u>盗難を防止するための措置</u>を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。</p> <p>二十～二十三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(危害予防規程)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 製造施設の保安に係る<u>点検</u>に関すること</p>	<p style="text-align: center;">(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～二十六 [略]</p> <p>二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、<u>見張りを行う等の盗難を防止するための措置</u>を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二十八～三十五 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(移動式製造設備に係る製造方法の基準)</p> <p>第五条の二 [略]</p> <p>一～十八 [略]</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、<u>見張りを行う等の盗難を防止するための措置</u>を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。</p> <p>二十～二十三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(危害予防規程)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 製造施設の保安に係る<u>巡視及び点検</u>に関すること</p>

<p>(第一号に掲げるものを除く。)</p> <p>五～十一 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)</p> <p>第十六条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>イ～ホ [略]</p> <p>へ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を<u>設置</u>すること。</p> <p>ト [略]</p> <p>三の二 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を<u>設置</u>すること。</p> <p>ホ [略]</p> <p>四の二・五 [略]</p> <p>(貯蔵上の取扱い)</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>一～十三 [略]</p> <p>十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、<u>その機能を点検し、作動するよう維持</u>すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>一～十五 [略]</p> <p>十六 <u>前各号に掲げるもののほか、火薬庫には、盗難を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p>(完成検査に係る認定の基準等)</p> <p>第四十四条の七 [略]</p> <p>2 法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、</p>	<p>すること (第一号に掲げるものを除く。)</p> <p>五～十一 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)</p> <p>第十六条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>イ～ホ [略]</p> <p>へ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を<u>設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持</u>すること。</p> <p>ト [略]</p> <p>三の二 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を<u>設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持</u>すること。</p> <p>ホ [略]</p> <p>四の二・五 [略]</p> <p>(貯蔵上の取扱い)</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>一～十三 [略]</p> <p>十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、<u>定期的にその機能を点検し、作動するよう維持</u>すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>一～十五 [略]</p> <p>十六 火薬庫には、盗難を防止するための<u>警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。</u></p> <p>(完成検査に係る認定の基準等)</p> <p>第四十四条の七 [略]</p> <p>2 法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、</p>
--	---

書類検査及び現地検査又はこれに類する方法により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2・3 [略]

一 [略]

二 火薬類取扱所には平屋建の建物を設け、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 [略]

四 [略]

[削る]

五～十三 [略]

4 [略]

(火工所) [略]

第五十二条の二 [略]

2・3 [略]

一・二 [略]

三 火工所に火薬類を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、前条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りではない。

四～七 [略]

(発破)

第五十三条 [略]

一～十五 [略]

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ

書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2・3 [略]

一 [略]

二 火薬類取扱所には平屋建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三 [略]

三の二 [略]

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

五～十三 [略]

4 [略]

(火工所) [略]

第五十二条の二 [略]

2・3 [略]

一・二 [略]

三 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りではない。

四～七 [略]

(発破)

第五十三条 [略]

一～十五 [略]

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険

<p>点火しないこと。</p> <p>(構造物解体発破)</p> <p>第五十四条の三 [略]</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあたってはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた<u>危険区域</u>に<u>関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること</u>。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。</p> <p>十～十二 [略]</p> <p>(コンクリート破砕器の消費)</p> <p>第五十六条の二 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、<u>盗難及び火災を防止するための措置を講ずること</u>。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。</p> <p>四・五 [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(建設用びよう打ち銃用空包の消費)</p> <p>第五十六条の三 [略]</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、<u>盗難及び火災を防止するための措置を講ずること</u>。</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第五十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>がないことを確認した後でなければ点火しないこと。</p> <p>(構造物解体発破)</p> <p>第五十四条の三 [略]</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあたってはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた<u>危険区域への通路</u>に<u>見張人を配置し、その内部に</u>関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。</p> <p>十～十二 [略]</p> <p>(コンクリート破砕器の消費)</p> <p>第五十六条の二 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、<u>見張人を常時配置すること</u>。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。</p> <p>四・五 [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(建設用びよう打ち銃用空包の消費)</p> <p>第五十六条の三 [略]</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、<u>堅固な設備に収納し、施錠すること</u>。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第五十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

- 一 [略]
- 二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。

三～六 [略]

3～7 [略]

(定期自主検査)

第六十七条の九 [略]

- 一 年二回以上毎年定期に行うこと。ただし、常時監視又はこれに類する方法により、製造施設若しくは火薬庫が次号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、その確認に係る装置等については、年一回以上とする。

- 二 製造施設又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第七条第一項第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

三 [略]

(危険時の措置)

第八十七条 [略]

- 一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

二～四 [略]

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区	一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並

- 一 [略]
- 二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。

三～六 [略]

3～7 [略]

(定期自主検査)

第六十七条の九 [略]

- 一 年二回以上毎年定期に行なうこと。この場合において、製造または貯蔵について繁忙期のある製造施設または火薬庫については、繁忙期の直前に一回は行わなければならない。

- 二 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第七条第一項第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

三 [略]

(危険時の措置)

第八十七条 [略]

- 一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。

二～四 [略]

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区	一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並

<p>域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>びに警戒札の掲示の状況を、<u>目視又はこれに類する方法</u>（以下この表、別表第二、別表第三及び別表第四において「<u>目視等</u>」という。）及び図面により検査する。</p>	<p>域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>びに警戒札の掲示の状況を、<u>目視及び図面</u>により検査する。</p>
<p>二 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限</p>	<p>二 危険区域に設置した施設の種類の、<u>目視等</u>により検査する</p>	<p>二 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限</p>	<p>二 危険区域に設置した施設の種類の、<u>目視</u>により検査する</p>
<p>三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災による延焼を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災による延焼を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離</p>	<p>四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p>	<p>四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離</p>	<p>四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p>
<p>五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔</p>	<p>五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用</p>	<p>五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔</p>	<p>五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用</p>

<p>六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p> <p>六の二 [略]</p> <p>七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p> <p>六の二 [略]</p> <p>七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造となつて<u>いること</u>及び建築材料の種類</p>	<p>いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p> <p>六の二 [略]</p> <p>七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p> <p>六の二 [略]</p> <p>七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造となつて<u>いること</u>及び建築材料の種類</p>
--	---	---	---

<p>八 第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁</p>	<p>を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であって、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視等</u>、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二第十六項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であって、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であってロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場</p>	<p>八 第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁</p>	<p>を、<u>目視</u>及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であって、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視</u>、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二第十六項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合</p>
--	---	--	---

<p>九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、<u>目視等及び図面</u>により検査する。</p> <p>九 煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又</p>	<p>九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、<u>目視及び図面</u>により検査する。</p> <p>九 煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又</p>
---	---	---	---

<p>十 [略]</p> <p>十一 第四条第一項第八号の発火の危険のある工室</p>	<p>は防爆壁を省略したもののについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であって、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したもののについては、当該工室の構造等を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を<u>目視等</u>又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であって、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となっていることを、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>十 [略]</p> <p>十一 第四条第一項第八号の発火の危険のある工室</p>	<p>は防爆壁を省略したもののについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したもののについては、当該工室の構造等を、<u>目視</u>及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を<u>目視</u>又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となっていることを、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
---	---	---	---

<p>十二 第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査する。</p>	<p>十二 第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査する。</p>
<p>十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備</p>	<p>十三 危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査し、及び当該消火設備の性能を、<u>作動試験</u>又はその記録により検査する。</p>	<p>十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備</p>	<p>十三 危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査し、及び当該消火設備の性能を、<u>作動試験</u>又はその記録により検査する。</p>
<p>十三の二 第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置</p>	<p>十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>測定器具</u>を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>十三の二 第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置</p>	<p>十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>測定器具</u>を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十四 第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備</p>	<p>十四 危険工室の付近の消火の設備の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>十四 第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備</p>	<p>十四 危険工室の付近の消火の設備の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>十五 第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口</p>	<p>十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造と</p>	<p>十五 第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口</p>	<p>十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造と</p>

<p>の扉</p> <p>十五の二 第四 条第一項第十 一号ロの危険 工室の窓及び 扉に用いる金 具</p>	<p><u>な</u>っていることを、 <u>目視等</u>及び図面によ り検査する。</p> <p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の材質を、<u>目視等</u> 又は図面により検査 する。ただし、摩擦に より火薬類が爆発し 又は発火するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、<u>目視等</u>、図面又は 記録により検査す る。</p>	<p>の扉</p> <p>十五の二 第四 条第一項第十 一号ロの危険 工室の窓及び 扉に用いる金 具</p>	<p><u>な</u>つて<u>い</u>ることを、 <u>目視</u>及び図面により 検査する。</p> <p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の材質を、<u>目視</u>又 は図面により検査す る。ただし、摩擦によ り火薬類が爆発し又 は発火するおそれが ない場合には、当該 おそれがないこと を、<u>目視</u>、図面又は記 録により検査する。</p>
<p>十五の三 第四 条第一項第十 一号ハの危険 工室の窓</p>	<p>十五の三 危険工室の 窓について火薬類が 爆発し又は発火する ことを防止するた めの措置の状況を、<u>目 視等</u>又は図面により 検査する。ただし、直 射日光により火薬類 が爆発し又は発火す るおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、<u>目視等</u>、 図面又は記録により 検査する。</p>	<p>十五の三 第四 条第一項第十 一号ハの危険 工室の窓</p>	<p>十五の三 危険工室の 窓について火薬類が 爆発し又は発火する ことを防止するた めの措置の状況を、<u>目 視</u>又は図面により検 査する。ただし、直射 日光により火薬類が 爆発し又は発火する おそれがない場合に は、当該おそれがな いことを、<u>目視</u>、図面 又は記録により検査 する。</p>
<p>十六 第四条第 一項第十二号 イの内面の剥 離及び内面の 一部が火薬類 に混入するこ とを防止する ための措置</p>	<p>十六 危険工室の内面 について、内面の剥 離及び内面の一部が 火薬類に混入するこ とを防止するための 措置の状況を、<u>目視 等</u>又は図面により検 査する。</p>	<p>十六 第四条第 一項第十二号 イの内面の剥 離及び内面の 一部が火薬類 に混入するこ とを防止する ための措置</p>	<p>十六 危険工室の内面 について、内面の剥 離及び内面の一部が 火薬類に混入するこ とを防止するための 措置の状況を、<u>目視 等</u>又は図面により検 査する。</p>
<p>十六の二 第四 条第一項第十 二号ロの飛散</p>	<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又</p>	<p>十六の二 第四 条第一項第十 二号ロの飛散</p>	<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又</p>

<p>した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置</p>	<p>は浸入を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p>	<p>した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置</p>	<p>は浸入を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p>
<p>十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p>	<p>十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するための措置の状況を<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p>
<p>十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面</p>	<p>十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面</p>	<p>十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>

<p>十七 [略]</p> <p>十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限</p>	<p>十七 [略]</p> <p>十八 危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、<u>目視等</u>により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>十七 [略]</p> <p>十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限</p>	<p>十七 [略]</p> <p>十八 危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、<u>目視</u>により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>十九 第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九 危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>十九 第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九 危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>十九の二 第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の二 危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合に</p>	<p>十九の二 第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の二 危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合に</p>

<p>十九の三 第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>は、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>十九の三 危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>十九の三 第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>は、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>十九の三 危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>十九の四 第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>十九の四 第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>二十 第四条第</p>	<p>二十 危険工室内の暖</p>	<p>二十 第四条第</p>	<p>二十 危険工室内の暖</p>

<p>一項第十六号の危険工室内の暖房装置</p>	<p>房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>一項第十六号の危険工室内の暖房装置</p>	<p>房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>二十一 第四条 第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十一 第四条 第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>二十二 第四条 第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備</p>	<p>二十二 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p>	<p>二十二 第四条 第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備</p>	<p>二十二 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p>
<p>二十三 [略] 二十四 第四条</p>	<p>二十三 [略] 二十四 危険工室等に</p>	<p>二十三 [略] 二十四 第四条</p>	<p>二十三 [略] 二十四 危険工室等に</p>

<p>第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の揭示</p> <p>二十五 第四条 第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 第四条 第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p> <p>二十八 第四条 第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置</p> <p>二十九 第四条 第一項第二十</p>	<p>おける火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の揭示の状況並びに記載内容を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設</p>	<p>第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の揭示</p> <p>二十五 第四条 第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 第四条 第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p> <p>二十八 第四条 第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置</p> <p>二十九 第四条 第一項第二十</p>	<p>おける火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の揭示の状況並びに記載内容を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設</p>
--	--	--	--

<p>二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p>	<p>備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p>	<p>備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>三十 第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>三十 危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>三十 第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>三十 危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>三十一 [略] 三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置</p>	<p>三十一 [略] 三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はそ</p>	<p>三十一 [略] 三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置</p>	<p>三十一 [略] 三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はそ</p>

<p>三十三 第四条 第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室</p>	<p>の記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発生するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p> <p>三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査する。ただし、<u>導火線</u>又は<u>煙火等の製造所の場合であって</u>、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、<u>日乾場の設置の状況を、目視等</u>及び<u>図面</u>により検査する。</p>	<p>三十三 第四条 第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室</p>	<p>の記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発生するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p> <p>三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査する。ただし、<u>導火線</u>又は<u>煙火等の製造所の場合であつて</u>、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、<u>日乾場の設置の状況を、目視</u>及び<u>図面</u>により検査する。</p>
<p>三十四 第四条 第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査し、及び当該加温装置の性能を、<u>作動試験</u>又はその記録により検査する。</p>	<p>三十四 第四条 第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査し、及び当該加温装置の性能を、<u>作動試験</u>又はその記録により検査する。</p>
<p>三十五 第四条 第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台</p>	<p>三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止する</p>	<p>三十五 第四条 第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台</p>	<p>三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止する</p>

<p>三十六 第四条 第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p> <p>三十七 第四条 第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備</p>	<p>ための措置の状況を、<u>目視等</u>又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十七項又は別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>による検査に代えることができる。</p> <p>三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の有無を、<u>目視等</u>により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合に</p>	<p>三十六 第四条 第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p> <p>三十七 第四条 第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備</p>	<p>ための措置の状況を、<u>目視</u>又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁を、別表第二第十七項又は別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>及び<u>図面</u>による検査に代えることができる。</p> <p>三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の有無を、<u>目視</u>により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合に</p>
--	---	--	--

<p>三十七の二 第四 条第一項第二 十四号の五の 星打ち場又は 星掛け場の日 光の直射を防 ぐための措置</p> <p>三十八 第四 条第一項第二 十五号イの爆 発試験場等</p> <p>三十八の二 第 四 条第一項第二 十五号ロの土 堤、防爆壁又 は防火壁その 他の延焼を遮 断するための 措置</p>	<p>は、火薬類を放冷する 必要がないこと を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は 記録により検査す る。</p> <p>三十七の二 星打ち場 又は星掛け場におけ る日光の直射を防ぐ ための措置の状況 を、<u>目視等</u>により検 査する。</p> <p>三十八 爆発試験場、 燃焼試験場、発射試 験場又は廃棄焼却場 について、危険区域 内に設置されている ことを、<u>目視等</u>によ り検査する。</p> <p>三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、<u>目視</u> <u>等</u>及び<u>図面</u>により検 査する。ただし、火薬 類が爆発し又は発火 することにより周辺 の施設に危害を及ぼ すおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、<u>目視等</u>、</p>	<p>三十七の二 第 四 条第一項第二 十四号の五の 星打ち場又は 星掛け場の日 光の直射を防 ぐための措置</p> <p>三十八 第四 条第一項第二 十五号イの爆 発試験場等</p> <p>三十八の二 第 四 条第一項第二 十五号ロの土 堤、防爆壁又 は防火壁その 他の延焼を遮 断するための 措置</p>	<p>は、火薬類を放冷す る必要がないこと を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記 録により検査する。</p> <p>三十七の二 星打ち場 又は星掛け場におけ る日光の直射を防ぐ ための措置の状況 を、<u>目視</u>により検査 する。</p> <p>三十八 爆発試験場、 燃焼試験場、発射試 験場又は廃棄焼却場 について、危険区域 内に設置されている ことを、<u>目視</u>により 検査する。</p> <p>三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、<u>目視</u> 及び<u>図面</u>により検査 する。ただし、火薬類 が爆発し又は発火す ることにより周辺の 施設に危害を及ぼす おそれがない場合に は、当該おそれがな いことを、<u>目視</u>、<u>図面</u></p>
--	---	--	--

<p>三十八の三 第四條第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>	<p>図面又は記録により検査する。</p> <p>三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等</u>の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>三十八の三 第四條第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>	<p>又は記録により検査する。</p> <p>三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等</u>の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>三十九 第四條第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造と<u>なっている</u>ことを、<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p>	<p>三十九 第四條第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造と<u>なつて</u>いることを、<u>目視</u>及び記録により検査する。</p>
<p>三十九の二 第四條第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器</p>	<p>三十九の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三十九の二 第四條第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器</p>	<p>三十九の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>四十 第四條第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車</p>	<p>四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面等</u>により検査する。</p>	<p>四十 第四條第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車</p>	<p>四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面等</u>により検査する。</p>
<p>四十一 第四條第一項第二十</p>	<p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面</p>	<p>四十一 第四條第一項第二十</p>	<p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面</p>

<p>八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p> <p>三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔</p>	<p>及び勾配の状況を、<u>目視等</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。なお、不発弾等</p>	<p>八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p> <p>三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔</p>	<p>及び勾配の状況を、<u>目視</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。なお、不発弾等解</p>
--	---	--	---

	<p>解撤工室を互いに<u>接続</u>している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>		<p>撤工室を互いに<u>接続</u>している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び</p>	<p>四 不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び</p>	<p>四 不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p>	<p>五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p>	<p>五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>六 [略]</p>	<p>六 [略]</p>	<p>六 [略]</p>	<p>六 [略]</p>
<p>七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p>	<p>七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p>	<p>七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備</p>	<p>八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備</p>	<p>八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>九 第四条第二</p>	<p>九 解撤作業中にお</p>	<p>九 第四条第二</p>	<p>九 解撤作業中にお</p>

<p>項第九号の温度上昇を防止するための措置</p>	<p>る温度上昇を防止する措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等</u>の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>	<p>項第九号の温度上昇を防止するための措置</p>	<p>る温度上昇を防止する措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等</u>の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>
<p>十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置</p>	<p>十 解撤に使用するウォータージェットの<u>水圧</u>及び<u>研磨剤の量</u>が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該装置の機能を、<u>作動試験</u>又はその記録により検査する。</p>	<p>十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置</p>	<p>十 解撤に使用するウォータージェットの<u>水圧</u>及び<u>研磨剤の量</u>が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該装置の機能を、<u>作動試験</u>又はその記録により検査する。</p>
<p>十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>十一の二 第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、<u>目視</u></p>	<p>十一の二 第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、<u>目視</u></p>

<p>十一の三 第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置</p> <p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p> <p>三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p> <p>十一の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等</u>の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査する。</p> <p>二 移動区域に設置した施設の種類を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止す</p>	<p>十一の三 第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置</p> <p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p> <p>三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p> <p>十一の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等</u>の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査する。</p> <p>二 移動区域に設置した施設の種類を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況</p>
---	---	---	---

<p>四 [略]</p> <p>五 第四条の二 第一項第五号 の移動区域の 境界又は廃棄 焼却場の保安 距離</p> <p>六 第四条の二 第一項第六号 の移動式製造 設備用工室又 は移動式製造 設備の危険間 隔</p>	<p>るための措置の状況 を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>巻尺</u> その他の測定器具 を用いた測定又は機 器等の作動試験若し くはその記録により 検査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 移動区域の境界又 は廃棄焼却場から製 造所以外の保安物件 までの距離を、<u>巻尺</u> その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。ただし、当該 測定において、既定 の距離を満たしてい ることが<u>目視等</u>によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視等</u> による検査に替える ことができる。</p> <p>六 移動式製造設備用 工室又は移動式製造 設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、<u>巻尺</u> その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが<u>目視等</u>に より容易に判定でき る場合に限り、<u>目視</u> <u>等</u>による検査に替 えることができる。ま た、移動式製造設備 の危険間隔が明らか になるような措置の</p>	<p>を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>巻尺</u> その他の測定器具を 用いた測定又は機器 等の作動試験若しく はその記録により検 査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 第四条の二 第一項第五号 の移動区域の 境界又は廃棄 焼却場の保安 距離</p> <p>六 第四条の二 第一項第六号 の移動式製造 設備用工室又 は移動式製造 設備の危険間 隔</p>	<p>を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>巻尺</u> その他の測定器具を 用いた測定又は機器 等の作動試験若しく はその記録により検 査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 移動区域の境界又 は廃棄焼却場から製 造所以外の保安物件 までの距離を、<u>巻尺</u> その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。ただし、当該 測定において、既定 の距離を満たしてい ることが<u>目視</u>によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視</u>によ る検査に替えること ができる。</p> <p>六 移動式製造設備用 工室又は移動式製造 設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、<u>巻尺</u> その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが<u>目視</u>によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視</u>に よる検査に替えるこ とができる。また、移 動式製造設備の危険 間隔が明らかになる ような措置の状況</p>
--	--	--	--

<p>七 第四条の二 第一項第七号 の廃棄焼却場 の保安間隔</p>	<p>状況を、<u>目視等</u>及び 図面により検査す る。</p> <p>七 廃棄焼却場から製 造所内の他の施設及 び発破場所までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が<u>目視等</u>により容易 に判定できる場合に 限り、<u>目視等</u>による 検査に替えることが できる。</p>	<p>七 第四条の二 第一項第七号 の廃棄焼却場 の保安間隔</p>	<p>を、<u>目視</u>及び図面に より検査する。</p> <p>七 廃棄焼却場から製 造所内の他の施設及 び発破場所までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が<u>目視</u>により容易に 判定できる場合に限 り、<u>目視</u>による検査 に替えることができ る。</p>
<p>八 第四条の二 第一項第八号 の移動区域内 のボイラー室 及び煙突</p>	<p>八 移動区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、<u>目視等</u>又は図面 により検査する。た だし、移動区域内に、 固体燃料を使用しな いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には、 ボイラーの燃料の 種類を、記録によ り検査する。</p>	<p>八 第四条の二 第一項第八号 の移動区域内 のボイラー室 及び煙突</p>	<p>八 移動区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、<u>目視</u>又は図面に より検査する。ただ し、移動区域内に、固 体燃料を使用しない ボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には、 ボイラーの燃料の種 類を、記録により検 査する。</p>
<p>九・十 [略] 十一 第四条の 二第一項第十 一号の移動式 製造設備の消 火設備</p>	<p>九・十 [略] 十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、<u>目視 等</u>により検査する。 また、当該消火設備 の性能を、作動試験 又はその記録により 検査する。</p>	<p>九・十 [略] 十一 第四条の 二第一項第十 一号の移動式 製造設備の消 火設備</p>	<p>九・十 [略] 十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、<u>目視</u> により検査する。ま た、当該消火設備の 性能を、作動試験又 はその記録により検 査する。</p>
<p>十二～十四 [略]</p>	<p>十二～十四 [略]</p>	<p>十二～十四 [略]</p>	<p>十二～十四 [略]</p>

<p>十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料</p>	<p>十五 移動式製造設備について、土砂類の浸入を防ぎ、かつ、さびにくい構造及び材料の種類を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料</p>	<p>十五 移動式製造設備について、土砂類の浸入を防ぎ、かつ、さびにくい構造及び材料の種類を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>十六・十七 [略]</p>	<p>十六・十七 [略]</p>	<p>十六・十七 [略]</p>	<p>十六・十七 [略]</p>
<p>十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法</p>	<p>十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合に<u>あつては</u>、<u>移動と製造</u>とが同時にできない構造であることを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合に<u>あつては</u>、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>	<p>十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法</p>	<p>十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合に<u>あつては</u>、<u>移動と製造</u>とが同時にできない構造であることを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合に<u>あつては</u>、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>
<p>十九 第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩</p>	<p>十九 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構</p>	<p>十九 第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩</p>	<p>十九 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構</p>

<p>擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の二 第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>十九の二 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつて<u>い</u>ることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の二 第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>造と<u>な</u>つて<u>い</u>ることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>十九の二 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつて<u>い</u>ることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>十九の三 第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>十九の三 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつて<u>い</u>ることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する</p>	<p>十九の三 第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>十九の三 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつて<u>い</u>ることを、<u>目視</u>又は図面により検査する</p>
<p>十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付</p>	<p>十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となつて<u>い</u>ることを、<u>目視等</u>又は図面</p>	<p>十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付</p>	<p>十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となつて<u>い</u>ることを、<u>目視</u>又は図面に</p>

<p>着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造</p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示</p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 第四条</p>	<p>により検査する。</p> <p>十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつて<u>いることを、目視等又は図面により検査する。</u></p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、<u>目視等又は図面により検査する。</u></p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、<u>目視等により検査する。</u></p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 移動式製造設</p>	<p>着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造</p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃薬焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示</p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 第四条</p>	<p>より検査する。</p> <p>十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつて<u>いることを、目視又は図面により検査する。</u></p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、<u>目視又は図面により検査する。</u></p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 移動式製造設備又は廃薬焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、<u>目視により検査する。</u></p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 移動式製造設</p>
---	---	---	---

<p>の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p>	<p>備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p>	<p>備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置</p>	<p>二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p>	<p>二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置</p>	<p>二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、<u>目視</u>及び記録により検査する。</p>
<p>二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造</p>	<p>二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となっていることを<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造</p>	<p>二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となつて<u>いる</u>ことを<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p>	<p>二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p>	<p>二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p>	<p>二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、<u>目視</u>及び記録により検査する。</p>
<p>三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填する</p>	<p>三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、</p>	<p>三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填する</p>	<p>三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、</p>

<p>ためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置</p> <p>三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p> <p>三十二 第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器</p>	<p><u>目視等</u>及び記録により検査する。</p> <p>三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造と<u>なっている</u>ことを、<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p>	<p>ためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置</p> <p>三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p> <p>三十二 第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器</p>	<p><u>目視</u>及び記録により検査する。</p> <p>三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造と<u>なっている</u>ことを、<u>目視</u>及び記録により検査する。</p>
--	--	--	--

<p>三十三 第四条 の二第一項第 三十三号イの 廃棄焼却場</p> <p>三十三の二 第 四条の二第一 項第三十三号 ロの土堤、防 爆壁又は防火 壁その他の延 焼を遮断する ための措置</p> <p>三十三の三 第 四条の二第一 項第三十三号 ハの周囲の火 災を防止する ための措置</p>	<p>三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、<u>目視等</u>により 検査する。</p> <p>三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、<u>目視 等</u>及び図面により検 査する。ただし、火薬 類が爆発し又は発火 することにより周辺 の施設に危害を及ぼ すおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、<u>目視等</u>、 図面又は記録により 検査する。</p> <p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の状況を、<u>目視 等</u>、図面又は機器等 の作動試験若しくは その記録により検査 する。</p>	<p>三十三 第四条 の二第一項第 三十三号イの 廃棄焼却場</p> <p>三十三の二 第 四条の二第一 項第三十三号 ロの土堤、防 爆壁又は防火 壁その他の延 焼を遮断する ための措置</p> <p>三十三の三 第 四条の二第一 項第三十三号 ハの周囲の火 災を防止する ための措置</p>	<p>三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、<u>目視</u>により検 査する。</p> <p>三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、<u>目視 及び図面</u>により検査 する。ただし、火薬類 が爆発し又は発火す ることにより周辺の 施設に危害を及ぼす おそれがない場合に は、当該おそれがな いことを、<u>目視</u>、<u>図面</u> 又は記録により検査 する。</p> <p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の状況を、<u>目視</u>、 図面又は機器等の作 動試験若しくはその 記録により検査す る。</p>
--	---	--	--

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが <u>目視等</u> により容易に判定できる場合に限り、 <u>目視等</u> による検査に替えることができる。
2 地上式一級火薬庫の基準	
一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、 <u>目視等</u> 及び図面により検査する。
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、 <u>目視等</u> 及び図面により検査する。
三 [略]	三 [略]
四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、 <u>目視等</u> 、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが <u>目視</u> により容易に判定できる場合に限り、 <u>目視</u> による検査に替えることができる。
2 地上式一級火薬庫の基準	
一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、 <u>目視</u> 及び図面により検査する。
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、 <u>目視</u> 及び図面により検査する。
三 [略]	三 [略]
四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、 <u>目視</u> 、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措

<p>六 第二十四条 第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置</p>	<p>置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>六 第二十四条 第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置</p>	<p>置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>七 第二十四条 第七号の火薬庫の内面</p>	<p>六 火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>	<p>七 第二十四条 第七号の火薬庫の内面</p>	<p>六 火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>
<p>七の二 第二十四条第七号の</p>	<p>七 火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>	<p>七の二 第二十四条第七号の</p>	<p>七 火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>
<p>七の二 第二十四条第七号の</p>	<p>七の二 火薬庫の床面の材料を、<u>目視等</u>又</p>	<p>七の二 第二十四条第七号の</p>	<p>七の二 火薬庫の床面の材料を、<u>目視</u>又は</p>

<p>二の火薬庫の床面</p>	<p>は図面により検査する。</p>	<p>二の火薬庫の床面</p>	<p>図面により検査する。</p>
<p>八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>九 第二十四条第九号の暖房設備</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>九 第二十四条第九号の暖房設備</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備</p>	<p>十 火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備</p>	<p>十 火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>十一 第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組</p>	<p>十一 火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>十一 第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組</p>	<p>十一 火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>十二 第二十四条第十二号の避雷装置</p>	<p>十二 避雷装置の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>十二 第二十四条第十二号の避雷装置</p>	<p>十二 避雷装置の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>十三 第二十四条第十三号の土堤</p>	<p>十三 土堤の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>十三 第二十四条第十三号の土堤</p>	<p>十三 土堤の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>十四 第二十四条第十四号の防火のための</p>	<p>十四 防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並</p>	<p>十四 第二十四条第十四号の防火のための</p>	<p>十四 防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並</p>

<p>措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備</p> <p>十五 第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>十六 第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置</p> <p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎</p> <p>四 [略]</p>	<p>びに警戒設備の設置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>十六 見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査するとともに、<u>盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置を、作動試験又はその記録により検査する。</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の構造及び材質を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>四 [略]</p>	<p>措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備</p> <p>十五 第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>十六 第二十四条第十六号の警鳴装置</p> <p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎</p> <p>四 [略]</p>	<p>びに警戒設備の設置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査し、<u>当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の構造及び材質を、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>四 [略]</p>
--	---	--	---

<p>五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>五 火薬庫の覆土の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>五 火薬庫の覆土の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p>
<p>一 [略]</p>	<p>一 [略]</p>	<p>一 [略]</p>	<p>一 [略]</p>
<p>二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所</p>	<p>二 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所</p>	<p>二 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>三 第二十五条第二号の火薬庫の構造</p>	<p>三 火薬庫の防湿構造及び材質を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>三 第二十五条第二号の火薬庫の構造</p>	<p>三 火薬庫の防湿構造及び材質を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉</p>	<p>五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定</p>	<p>五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉</p>	<p>五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等</p>

<p>六 第二十五条 第六号の火薬庫の地盤の厚さ</p> <p>七 第二十五条 第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置</p> <p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所</p> <p>三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造</p> <p>四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間</p>	<p>等により検査する。</p> <p>六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。</p> <p>三 火薬庫の構造及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する</p>	<p>六 第二十五条 第六号の火薬庫の地盤の厚さ</p> <p>七 第二十五条 第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置</p> <p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所</p> <p>三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造</p> <p>四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間</p>	<p>により検査する。</p> <p>六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>三 火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する</p>
--	--	--	---

<p>五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル</p>	<p>五 搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル</p>	<p>五 搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>六 第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>六 第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル</p>	<p>七 放爆用トンネルの設置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル</p>	<p>七 放爆用トンネルの設置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ</p>	<p>八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判断できる場合限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができ</p>	<p>八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ</p>	<p>八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判断できる場合限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>

<p>九 第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり</p>	<p>る。</p> <p>九 火薬庫の土かぶりの状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>九 第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり</p>	<p>九 火薬庫の土かぶりの状況を、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>十 第二十五条の二第十一号の警戒設備</p>	<p>十 警戒設備の設置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>十 第二十五条の二第十一号の警戒設備</p>	<p>十 警戒設備の設置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 第二十六条第一項第二号の避雷装置</p> <p>六 第二十六条第一項第三号の土堤</p> <p>七 第二十六条第一項第四号の他の二級火</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 避雷装置の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>六 土堤の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距</p>	<p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 第二十六条第一項第二号の避雷装置</p> <p>六 第二十六条第一項第三号の土堤</p> <p>七 第二十六条第一項第四号の他の二級火</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 避雷装置の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>六 土堤の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距</p>

<p>薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離</p>	<p>離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限りに、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p>	<p>薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離</p>	<p>離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限りに、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p>
<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品と</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の壁の材質を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況</p>	<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品と</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の壁の材質を、<u>目視</u>により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況</p>

<p>を同時に貯蔵する火薬庫の隔壁</p>	<p>及び材質を、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。</p>	<p>を同時に貯蔵する火薬庫の隔壁</p>	<p>及び材質を、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。</p>
<p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p>	<p>五 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p>	<p>五 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤</p>	<p>六 土堤又は簡易土堤の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤</p>	<p>六 土堤又は簡易土堤の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>9 地中式三級火薬庫の基準</p>	<p>一 [略]</p>	<p>9 地中式三級火薬庫の基準</p>	<p>一 [略]</p>
<p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ</p>	<p>二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ</p>	<p>二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所</p>	<p>三 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所</p>	<p>三 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>10 水蓄火薬庫の基準</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底</p>	<p>10 水蓄火薬庫の基準</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底</p>
<p>一 第二十七条の二第一号の</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底</p>	<p>一 第二十七条の二第一号の</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底</p>

<p>火薬庫の壁及び底面</p>	<p>面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>火薬庫の壁及び底面</p>	<p>面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根</p>	<p>二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根</p>	<p>二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備</p>	<p>三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備</p>	<p>三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>四 第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置</p>	<p>四 火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>四 第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置</p>	<p>四 火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p>	<p>一 [略]</p>	<p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p>	<p>一 [略]</p>
<p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面</p>	<p>二 火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面</p>	<p>二 火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁</p>	<p>三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁</p>	<p>三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、<u>目視</u>により検査する。</p>

<p>四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口</p> <p>五 第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根</p> <p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根</p>	<p>四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>五 火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁の材質を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>ハ 火薬庫の屋根の材質を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁及び屋根の材質を、<u>目視等</u>により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他</p>	<p>四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口</p> <p>五 第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根</p> <p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根</p>	<p>四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>五 火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁の材質を、<u>目視</u>により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>ハ 火薬庫の屋根の材質を、<u>目視</u>により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁及び屋根の材質を、<u>目視</u>により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測</p>
--	--	--	---

<p>ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備</p> <p>ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性</p> <p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十八条第一号の火薬庫の構造</p> <p>三～五 [略]</p> <p>六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤</p> <p>14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</p> <p>三 第二十九条</p>	<p>の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>ハ 窓が設けられていないことを、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>ニ 警戒設備の設置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>三～五 [略]</p> <p>六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>三 がん具煙火貯蔵庫</p>	<p>ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備</p> <p>ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性</p> <p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十八条第一号の火薬庫の構造</p> <p>三～五 [略]</p> <p>六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤</p> <p>14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</p> <p>三 第二十九条</p>	<p>定により検査する。</p> <p>ハ 窓が設けられていないことを、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>ニ 警戒設備の設置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>三～五 [略]</p> <p>六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>三 がん具煙火貯蔵庫</p>
--	---	--	---

<p>第二号のがん 具煙火貯蔵庫 又は導火線庫 の入口の扉</p>	<p>又は導火線庫の入口 の扉に講ずる盗難を 防止するための措置 の状況を、<u>目視等</u>又 は図面により検査す る。</p>	<p>第二号のがん 具煙火貯蔵庫 又は導火線庫 の入口の扉</p>	<p>又は導火線庫の入口 の扉に講ずる盗難を 防止するための措置 の状況を、<u>目視</u>又は 図面により検査す る。</p>
<p>15 避雷装置の基 準</p>	<p>15 第三十条の避雷装置 の位置、型式、構造、材 質等を、<u>目視等</u>、図面及 び測定器具を用いた測 定により検査する。</p>	<p>15 避雷装置の基 準</p>	<p>15 第三十条の避雷装置 の位置、型式、構造、材 質等を、<u>目視</u>、図面及び 測定器具を用いた測定 により検査する。</p>
<p>16 土堤の基準</p> <p>一 第三十一条 第一号の土堤 の内面の堤脚 から火薬庫、 爆発の危険の ある工室又は 火薬類一時置 場の本屋の外 壁までの距離</p> <p>二 第三十一条 第二号の切通 の出入口を設 けた土堤の構 造</p> <p>三 第三十一条 第三号のトン ネルの出入口 を設けた土堤</p>	<p>一 内面の堤脚から火 薬庫、爆発の危険の ある工室又は火薬類 一時置場の本屋の外 壁までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが<u>目視等</u>に より容易に判定でき る場合に限り、<u>目視 等</u>による検査に替え ることができる。</p> <p>二 切通の出入口を通 して火薬庫、爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場の本 屋の外壁を見ることが できない構造とな っていることを、<u>目 視等</u>により検査す る。</p> <p>三 トンネルの出入口 を通して火薬庫、爆 発の危険のある工室 又は火薬類一時置場</p>	<p>16 土堤の基準</p> <p>一 第三十一条 第一号の土堤 の内面の堤脚 から火薬庫、 爆発の危険の ある工室又は 火薬類一時置 場の本屋の外 壁までの距離</p> <p>二 第三十一条 第二号の切通 の出入口を設 けた土堤の構 造</p> <p>三 第三十一条 第三号のトン ネルの出入口 を設けた土堤</p>	<p>一 内面の堤脚から火 薬庫、爆発の危険の ある工室又は火薬類 一時置場の本屋の外 壁までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが<u>目視</u>によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視</u>に よる検査に替えるこ とができる。</p> <p>二 切通の出入口を通 して火薬庫、爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場の本 屋の外壁を見ることが できない構造とな っていることを、<u>目 視</u>により検査する。</p> <p>三 トンネルの出入口 を通して火薬庫、爆 発の危険のある工室 又は火薬類一時置場</p>

<p>の構造</p> <p>四 第三十一条 第四号の土堤 の勾配</p> <p>四の二 第三十 一条第四号の 二の土堤の高 さ</p> <p>四の三 第三十 一条第四号の 三の土堤の頂 部の厚さ</p>	<p>の本屋の外壁を見る ことができない構造 とな<u>って</u>いること を、<u>目視等</u>により検 査する。</p> <p>四 土堤の勾配を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、当 該測定において、既 定の勾配を満たして いることが<u>目視等</u>又 は図面により容易に 判定できる場合に限 り、<u>目視等</u>又は図面 による検査に替える ことができる。</p> <p>四の二 土堤の高さ を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の高さを 満たしていることが <u>目視等</u>又は図面によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視等</u> 又は図面による検査 に替えることができ る。</p> <p>四の三 土堤の頂部の 厚さを、巻尺その他 の測定器具を用いた 測定により検査す る。ただし、当該測定 において、既定の厚 さを満たしているこ とが<u>目視等</u>又は図面 により容易に判定で きる場合に限り、<u>目</u></p>	<p>の構造</p> <p>四 第三十一条 第四号の土堤 の勾配</p> <p>四の二 第三十 一条第四号の 二の土堤の高 さ</p> <p>四の三 第三十 一条第四号の 三の土堤の頂 部の厚さ</p>	<p>の本屋の外壁を見る ことができない構造 とな<u>つて</u>いること を、<u>目視</u>により検査 する。</p> <p>四 土堤の勾配を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、当 該測定において、既 定の勾配を満たして いることが<u>目視</u>又は 図面により容易に判 定できる場合に限 り、<u>目視</u>又は図面に よる検査に替えるこ とができる。</p> <p>四の二 土堤の高さ を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の高さを 満たしていることが <u>目視</u>又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、<u>目視</u>又は 図面による検査に替 えることができる。</p> <p>四の三 土堤の頂部の 厚さを、巻尺その他 の測定器具を用いた 測定により検査す る。ただし、当該測定 において、既定の厚 さを満たしているこ とが<u>目視</u>又は図面に より容易に判定でき る場合に限り、<u>目視</u></p>
---	---	---	---

<p>五 第三十一条 第五号の堤脚 を土留とする 土堤</p>	<p><u>視等</u>又は図面による 検査に替えることが できる。</p> <p>五 堤脚を土留とする 土堤の内面の材料を 記録により検査し、 及び土留の高さを、 巻尺その他の測定器 具を用いた測定によ り検査する。ただし、 当該測定において、 既定の高さを満たし ていることが<u>目視等</u> 又は図面により容易 に判定できる場合に 限り、<u>目視等</u>又は図 面による検査に替え ることができる。</p>	<p>五 第三十一条 第五号の堤脚 を土留とする 土堤</p>	<p>又は図面による検査 に替えることができ る。</p> <p>五 堤脚を土留とする 土堤の内面の材料を 記録により検査し、 及び土留の高さを、 巻尺その他の測定器 具を用いた測定によ り検査する。ただし、 当該測定において、 既定の高さを満たし ていることが<u>目視</u>又 は図面により容易に 判定できる場合に限 り、<u>目視</u>又は図面に よる検査に替えるこ とができる。</p>
<p>六 第三十一条 第六号の土堤 を兼用すると きの通路</p>	<p>六 土堤を兼用すると きの通路の有無を<u>目 視等</u>により検査す る。</p>	<p>六 第三十一条 第六号の土堤 を兼用すると きの通路</p>	<p>六 土堤を兼用すると きの通路の有無を<u>目 視</u>により検査する。</p>
<p>七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止 するための措置の状 況を、<u>目視等</u>により 検査する。</p>	<p>七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止 するための措置の状 況を、<u>目視</u>により検 査する。</p>
<p>17 簡易土堤の基 準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第三十一条 の二第一号の 簡易土堤の勾 配</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 簡易土堤の勾配 を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の勾配を 満たしていることが <u>目視等</u>又は図面によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視等</u> 又は図面による検査</p>	<p>17 簡易土堤の基 準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第三十一条 の二第一号の 簡易土堤の勾 配</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 簡易土堤の勾配 を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の勾配を 満たしていることが <u>目視</u>又は図面によ り容易に判定できる 場合に限り、<u>目視</u>又は 図面による検査に替</p>

<p>二の二 第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ</p>	<p>に替えることができる。</p> <p>二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>二の二 第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ</p>	<p>えることができる。</p> <p>二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の高さ</p>	<p>二の三 簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の高さ</p>	<p>二の三 簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留</p>	<p>三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視等又は図面により検査する。</p>	<p>三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留</p>	<p>三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。</p>
<p>四 第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部</p>	<p>四 簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視等及び図面により検査する。</p>	<p>四 第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部</p>	<p>四 簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。</p>
<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>18 第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視等、図面及び</p>	<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>18 第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測</p>

	測定器具を用いた測定により検査する。
--	--------------------

	定器具を用いた測定により検査する。
--	-------------------

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限</p> <p>三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二 危険区域に設置した施設の種類を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>巻き尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作</p>

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限</p> <p>三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二 危険区域に設置した施設の種類を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>巻き尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作</p>

<p>四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離</p> <p>五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔</p> <p>六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>	<p>動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料</p>	<p>四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離</p> <p>五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔</p> <p>六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>	<p>試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種</p>
--	--	--	--

<p>六の二 [略]</p> <p>七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p> <p>八 [略]</p> <p>九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 第四条第</p>	<p>の種類を、記録により検査する。</p> <p>六の二 [略]</p> <p>七 爆発の危険のある工室の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>八 [略]</p> <p>九 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 発火の危険のあ</p>	<p>六の二 [略]</p> <p>七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p> <p>八 [略]</p> <p>九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 第四条第</p>	<p>類を、記録により検査する。</p> <p>六の二 [略]</p> <p>七 爆発の危険のある工室の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>八 [略]</p> <p>九 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 発火の危険のあ</p>
--	--	--	--

<p>一項第八号の 発火の危険の ある工室の耐 火性構造</p>	<p>る工室の維持管理状 況を、<u>目視等</u>により 検査する。</p>	<p>一項第八号の 発火の危険の ある工室の耐 火性構造</p>	<p>る工室の維持管理状 況を、<u>目視</u>により検 査する。</p>
<p>十二 第四条第 一項第九号の 発火の危険の ある工室と他 の施設との間 への防火壁の 設置その他の 延焼を遮断す るための措置</p>	<p>十二 発火の危険のあ る工室と他の施設と の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮 断するための措置の 維持管理状況を、<u>目 視等</u>により検査す る。</p>	<p>十二 第四条第 一項第九号の 発火の危険の ある工室と他 の施設との間 への防火壁の 設置その他の 延焼を遮断す るための措置</p>	<p>十二 発火の危険のあ る工室と他の施設と の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮 断するための措置の 維持管理状況を、<u>目 視</u>により検査する。</p>
<p>十三 第四条第 一項第九号の 二の発火の危 険のある設備 の消火設備</p>	<p>十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の維持管理 状況を、<u>目視等</u>によ り検査する。また、当 該消火設備の性能 を、作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>	<p>十三 第四条第 一項第九号の 二の発火の危 険のある設備 の消火設備</p>	<p>十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の維持管理 状況を、<u>目視</u>により 検査する。また、当該 消火設備の性能を、 作動試験又はその記 録により検査する。</p>
<p>十三の二 第四 条第一項第九 号の三無煙火 薬の分解及び 発火を防止す るための措置 並びに当該無 煙火薬が発火 したときに爆 発を防止する ための措置</p>	<p>十三の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場における火薬の 分解及び発火を防止 するための措置並び に当該発火による爆 発を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>測定 器具</u>を用いた測定 又は機器等の作動試 験若しくはその記録 により検査する。</p>	<p>十三の二 第四 条第一項第九 号の三無煙火 薬の分解及び 発火を防止す るための措置 並びに当該無 煙火薬が発火 したときに爆 発を防止する ための措置</p>	<p>十三の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場における火薬の 分解及び発火を防止 するための措置並び に当該発火による爆 発を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>測定 器具</u>を用いた測定又 は機器等の作動試験 若しくはその記録に より検査する。</p>
<p>十四 第四条第 一項第十号の 危険工室付近 の消火の設備</p>	<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の維持 管理状況を、<u>目視等</u> により検査する。</p>	<p>十四 第四条第 一項第十号の 危険工室付近 の消火の設備</p>	<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の維持 管理状況を、<u>目視</u>に より検査する。</p>
<p>十五 第四条第</p>	<p>十五 危険工室の窓及</p>	<p>十五 第四条第</p>	<p>十五 危険工室の窓及</p>

<p>一項第十一号 イの危険工室 の窓及び出口 の扉</p>	<p>び出口の扉につい て、非常の際に容易 に避難できる構造と なっていることを、 <u>目視等</u>により検査す る。</p>	<p>一項第十一号 イの危険工室 の窓及び出口 の扉</p>	<p>び出口の扉につい て、非常の際に容易 に避難できる構造と なっていることを、 <u>目視</u>により検査す る。</p>
<p>十五の二 第四 条第一項第十 一号ロの危険 工室の扉及び 窓に用いる金 具</p>	<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の維持管理状況 を、<u>目視等</u>により検 査する。ただし、摩擦 により火薬類が爆発 し又は発火するおそ れがない場合には、 当該おそれがないこ とを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又 は記録により検査す る。</p>	<p>十五の二 第四 条第一項第十 一号ロの危険 工室の扉及び 窓に用いる金 具</p>	<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の維持管理状況 を、<u>目視</u>により検査 する。ただし、摩擦に より火薬類が爆発し 又は発火するおそ れがない場合には、当 該おそれがないこと を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記 録により検査する。</p>
<p>十五の三 第四 条第一項第十 一号ハの危険 工室の窓</p>	<p>十五の三 危険工室の 窓について、火薬類 が爆発し又は発火す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視等</u>によ り検査する。ただし、 直射日光により火薬 類が爆発し又は発火 するおそれがない場 合には、当該おそ れがないことを、<u>目視</u> <u>等</u>、<u>図面</u>又は記録に より検査する。</p>	<p>十五の三 第四 条第一項第十 一号ハの危険 工室の窓</p>	<p>十五の三 危険工室の 窓について、火薬類 が爆発し又は発火す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視</u>により 検査する。ただし、直 射日光により火薬類 が爆発し又は発火す るおそれがない場合 には、当該おそ れがないことを、<u>目視</u>、<u>図</u> <u>面</u>又は記録により検 査する。</p>
<p>十六 第四条第 一項第十二号 イの内面の剥 離及び内面の 一部が火薬類 に混入するこ とを防止する ための措置</p>	<p>十六 危険工室の内面 の剥離及び内面の一 部が火薬類に混入す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視等</u>又は <u>図面</u>により検査す る。</p>	<p>十六 第四条第 一項第十二号 イの内面の剥 離及び内面の 一部が火薬類 に混入するこ とを防止する ための措置</p>	<p>十六 危険工室の内面 の剥離及び内面の一 部が火薬類に混入す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視</u>又は<u>図</u> <u>面</u>により検査する。</p>

<p>十六の二 第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置</p>	<p>十六の二 危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p>	<p>十六の二 第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置</p>	<p>十六の二 危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p>
<p>十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p>	<p>十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p>

<p>十六の四 第四 条第一項第十 二号ニの危険 工室の床</p>	<p>十六の四 第四条第一 項第十二号ニの危険 工室の床面の維持管 面理状況を、<u>目視等</u> 又は図面により検査 する。</p>	<p>十六の四 第四 条第一項第十 二号ニの危険 工室の床</p>	<p>十六の四 第四条第一 項第十二号ニの危険 工室の床面の維持管 面理状況を、<u>目視</u>又 は図面により検査す る。</p>
<p>十七 [略]</p>	<p>十七 [略]</p>	<p>十七 [略]</p>	<p>十七 [略]</p>
<p>十八 第四条第 一項第十四号 の危険工室内 の原動機及び 温湿度調整装 置据付け制限</p>	<p>十八 危険工室内に原 動機及び温湿度調整 装置が据付けられて いないことを、<u>目視</u> <u>等</u>により検査する。 ただし、火薬類の爆 発又は発火を起こす おそれがない場合に は、当該おそれがない ことを、<u>目視等</u>、<u>図</u> <u>面</u>又は記録により検 査する。</p>	<p>十八 第四条第 一項第十四号 の危険工室内 の原動機及び 温湿度調整装 置据付け制限</p>	<p>十八 危険工室内に原 動機及び温湿度調整 装置が据付けられて いないことを、<u>目視</u> により検査する。た だし、火薬類の爆発 又は発火を起こすお それがない場合には は、当該おそれがない ことを、<u>目視</u>、<u>図面</u> 又は記録により検査 する。</p>
<p>十九 第四条第 一項第十五号 イの危険工室 内の機械、器 具又は容器 の、摩擦によ り火薬類が爆 発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九 危険工室内の機 械、器具又は容器に ついて、摩擦により 火薬類が爆発し又は 発火しない構造とな <u>っている</u>ことを、<u>目</u> <u>視等</u>又は図面により 検査する。ただし、摩 擦により火薬類が爆 発し又は発火するお それがない場合には は、当該おそれがない ことを、<u>目視等</u>、<u>図</u> <u>面</u>又は記録により検 査する。</p>	<p>十九 第四条第 一項第十五号 イの危険工室 内の機械、器 具又は容器 の、摩擦によ り火薬類が爆 発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九 危険工室内の機 械、器具又は容器に ついて、摩擦により 火薬類が爆発し又は 発火しない構造とな <u>っている</u>ことを、<u>目</u> <u>視</u>又は図面により検 査する。ただし、摩 擦により火薬類が爆 発し又は発火するお それがない場合には は、当該おそれがない こ とを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は 記録により検査す る。</p>
<p>十九の二 第四 条第一項第十 五号ロの危険 工室内の機 械、器具又は 容器の、振動</p>	<p>十九の二 危険工室内 の機械、器具又は容 器について、振動又 は衝撃により火薬類 が爆発し又は発火し ない構造となつてい</p>	<p>十九の二 第四 条第一項第十 五号ロの危険 工室内の機 械、器具又は 容器の、振動</p>	<p>十九の二 危険工室内 の機械、器具又は容 器について、振動又 は衝撃により火薬類 が爆発し又は発火し ない構造となつてい</p>

<p>又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>ることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>ることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>十九の三 第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>十九の三 危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>十九の三 第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>十九の三 危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>十九の四 第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれ</p>	<p>十九の四 第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがな</p>

<p>二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置</p> <p>二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置</p> <p>二十二 第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備</p>	<p>がない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p> <p>二十 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査するとともに、<u>燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況</u>を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等の作動試験</u>若しくはその<u>記録</u>により検査する。</p> <p>二十二 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、<u>漏電</u>、<u>可燃性ガス</u>、<u>粉じん</u>等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。ただし、<u>漏電</u>、<u>可燃性ガス</u>、<u>粉じん</u>等により火薬類が爆発し又</p>	<p>二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置</p> <p>二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置</p> <p>二十二 第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備</p>	<p>い場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p> <p>二十 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査するとともに、<u>燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況</u>を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>機器等の作動試験</u>若しくはその<u>記録</u>により検査する。</p> <p>二十二 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、<u>漏電</u>、<u>可燃性ガス</u>、<u>粉じん</u>等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。ただし、<u>漏電</u>、<u>可燃性ガス</u>、<u>粉じん</u>等により火薬類が爆発し又は</p>
--	---	--	---

<p>二十三 [略]</p> <p>二十四 第四条 第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の揭示</p> <p>二十五 第四条 第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 第四条 第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p> <p>二十八 第四条 第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆</p>	<p>は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>二十三 [略]</p> <p>二十四 危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の揭示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止す</p>	<p>は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>二十三 [略]</p> <p>二十四 第四条 第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の揭示</p> <p>二十五 第四条 第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 第四条 第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p> <p>二十八 第四条 第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆</p>	<p>は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>二十三 [略]</p> <p>二十四 危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の揭示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十六 [略]</p> <p>二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止す</p>
--	---	---	---

<p>発又は発火を防止するための措置</p>	<p>るための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>発又は発火を防止するための措置</p>	<p>るための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>二十九 第四条 第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p>	<p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>二十九 第四条 第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p>	<p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>三十 第四条 第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>三十 危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は</p>	<p>三十 第四条 第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置</p>	<p>三十 危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記</p>

<p>三十一 [略]</p> <p>三十二 第四条 第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置</p>	<p>記録により検査する。</p> <p>三十一 [略]</p> <p>三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発生するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>	<p>三十一 [略]</p> <p>三十二 第四条 第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置</p>	<p>録により検査する。</p> <p>三十一 [略]</p> <p>三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発生するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p>
<p>三十三 第四条 第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室</p>	<p>三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により検査する。ただし、<u>導火線</u>又は<u>煙火等の製造所の場合であって</u>、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三十三 第四条 第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室</p>	<p>三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により検査する。ただし、<u>導火線</u>又は<u>煙火等の製造所の場合であつて</u>、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>三十四 第四条 第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び</p>	<p>三十四 第四条 第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、及び</p>

<p>しないための措置</p> <p>三十五 第四条 第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台</p> <p>三十六 第四条 第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又発火を防止するための措置及び砂じんの混入を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三十六 爆発の危険のある日乾場とその他施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>により容易に判定</p>	<p>しないための措置</p> <p>三十五 第四条 第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台</p> <p>三十六 第四条 第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又発火を防止するための措置及び砂じんの混入を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三十六 爆発の危険のある日乾場とその他施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、<u>目視</u>及び<u>図面</u>により容易に判定できる場</p>
---	---	---	---

<p>三十七 第四条 第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備</p>	<p>できる場合に限り、<u>目視等</u>及び<u>図面</u>による検査に代えることができる。</p> <p>三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査すること。</p>	<p>三十七 第四条 第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備</p>	<p>合に限り、<u>目視</u>及び<u>図面</u>による検査に代えることができる。</p> <p>三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査すること。</p>
<p>三十七の二 第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置</p>	<p>三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三十七の二 第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置</p>	<p>三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>三十八 第四条 第一項第二十五号イの爆発試験場等</p>	<p>三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三十八 第四条 第一項第二十五号イの爆発試験場等</p>	<p>三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>三十八の二 第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>三十八の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の</p>	<p>三十八の二 第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>三十八の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の</p>

	<p>延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p>		<p>延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p>
<p>三十八の三 第四條第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>	<p>三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>三十八の三 第四條第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>	<p>三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>三十九 第四條第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三十九 第四條第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>三十九の二 第四條第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器</p>	<p>三十九の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、かつ、容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>三十九の二 第四條第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器</p>	<p>三十九の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、かつ、容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>四十 第四條第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を</p>	<p>四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲</p>	<p>四十 第四條第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を</p>	<p>四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲</p>

<p>運搬する運搬車</p> <p>四十一 第四条 第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p> <p>三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔</p>	<p>の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び図面等により検査する。</p> <p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を<u>目視等</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。た</p>	<p>運搬する運搬車</p> <p>四十一 第四条 第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配</p> <p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p> <p>三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔</p>	<p>の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び図面等により検査する。</p> <p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を<u>目視</u>又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。た</p>
---	---	---	---

<p>四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料</p> <p>五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p> <p>六 [略]</p> <p>七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p> <p>八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備</p> <p>九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措</p>	<p>だし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>四 不発弾等解撤工室の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>六 [略]</p> <p>七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>九 解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、</p>	<p>四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料</p> <p>五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p> <p>六 [略]</p> <p>七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p> <p>八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備</p> <p>九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措</p>	<p>だし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>四 不発弾等解撤工室の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>六 [略]</p> <p>七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>九 解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図</u></p>
---	--	---	---

<p>置</p> <p>十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置</p> <p>十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場</p> <p>十一の二 第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>十 解撤に使用するウォータージェットの量の水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措</p>	<p>置</p> <p>十 第四条第二項第十号のウォータージェットの量の水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置</p> <p>十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場</p> <p>十一の二 第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置</p>	<p>面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>十 解撤に使用するウォータージェットの量の水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措</p>
---	---	---	---

<p>十一の三 第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置</p> <p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p> <p>三 第四条の二第一項第三号の火災による</p>	<p>置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、図面又は記録により検査する。</p> <p>十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>二 移動区域に設置した施設の種類を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災</p>	<p>十一の三 第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置</p> <p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p> <p>三 第四条の二第一項第三号の火災による</p>	<p>置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、図面又は記録により検査する。</p> <p>十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>二 移動区域に設置した施設の種類を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災</p>
---	--	---	---

<p>延焼を防止するための措置</p> <p>四 [略]</p> <p>五 第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃棄焼却場の保安距離</p> <p>六 第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔</p>	<p>よる延焼を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 移動区域の境界又は廃棄焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らか</p>	<p>延焼を防止するための措置</p> <p>四 [略]</p> <p>五 第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃棄焼却場の保安距離</p> <p>六 第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔</p>	<p>よる延焼を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 移動区域の境界又は廃棄焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになる</p>
---	--	---	--

<p>七 第四条の二 第一項第七号 の廃棄焼却場 の保安間隔</p>	<p>になるような措置の 維持管理状況を、<u>目 視等</u>により検査す る。</p> <p>七 廃棄焼却場から製 造所内の他の施設及 び発破場所までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が<u>目視等</u>により容易 に判定できるときに 限り、<u>目視等</u>による 検査に替えることが できる。</p>	<p>七 第四条の二 第一項第七号 の廃棄焼却場 の保安間隔</p>	<p>ような措置の維持管 理状況を、<u>目視</u>によ り検査する。</p> <p>七 廃棄焼却場から製 造所内の他の施設及 び発破場所までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が<u>目視</u>により容易に 判定できるときに限 り、<u>目視</u>による検査 に替えることができ る。</p>
<p>八 第四条の二 第一項第八号 の移動区域内 のボイラー室 及び煙突</p>	<p>八 移動区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、<u>目視等</u>又は図面 により検査する。た だし、移動区域内に、 固体燃料を使用しな いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には、 ボイラーの燃料の 種類を、記録によ り検査する。</p>	<p>八 第四条の二 第一項第八号 の移動区域内 のボイラー室 及び煙突</p>	<p>八 移動区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、<u>目視</u>又は図面に より検査する。ただ し、移動区域内に、固 体燃料を使用しない ボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には、 ボイラーの燃料の種 類を、記録により検 査する。</p>
<p>九・十 [略] 十一 第四条の 二第一項第十 一号の移動式 製造設備の消 火設備</p>	<p>九・十 [略] 十一 移動式製造設備 の消火設備につい て、維持管理状況を、 <u>目視等</u>により検査す る。また、当該消火設 備の性能を、作動試 験又はその記録によ り検査する。</p>	<p>九・十 [略] 十一 第四条の 二第一項第十 一号の移動式 製造設備の消 火設備</p>	<p>九・十 [略] 十一 移動式製造設備 の消火設備につい て、維持管理状況を、 <u>目視</u>により検査す る。また、当該消火設 備の性能を、作動試 験又はその記録によ り検査する。</p>

<p>十二～十四 [略]</p> <p>十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料</p> <p>十六・十七 [略]</p> <p>十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法</p> <p>十九 第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩</p>	<p>十二～十四 [略]</p> <p>十五 移動式製造設備の内面の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十六・十七 [略]</p> <p>十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合に<u>あつては</u>、<u>移動</u>と製造とが同時にできない構造であることを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合に<u>あつては</u>、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>十九 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構</p>	<p>十二～十四 [略]</p> <p>十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料</p> <p>十六・十七 [略]</p> <p>十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法</p> <p>十九 第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩</p>	<p>十二～十四 [略]</p> <p>十五 移動式製造設備の内面の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十六・十七 [略]</p> <p>十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>記録</u>又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合に<u>あつては</u>、<u>移動</u>と製造とが同時にできない構造であることを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合に<u>あつては</u>、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>十九 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構</p>
--	---	--	---

<p>擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の二 第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>十九の二 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の二 第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>造と<u>な</u>つて<u>い</u>ることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>十九の二 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>つ<u>て</u>いることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>十九の三 第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>十九の三 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p>	<p>十九の三 第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造</p>	<p>十九の三 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造と<u>な</u>つ<u>て</u>いることを、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p>
<p>十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付</p>	<p>十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>っていることを、<u>目視等</u>又は図面</p>	<p>十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付</p>	<p>十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造と<u>な</u>つ<u>て</u>いることを、<u>目視</u>又は図面に</p>

<p>着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が、振動、衝撃等により変形しない構造</p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示</p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 第四条の二第一項第二十六号の移</p>	<p>により検査する。</p> <p>十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造とな<u>っている</u>ことを、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びそ</p>	<p>着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造</p> <p>十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が、振動、衝撃等により変形しない構造</p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示</p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 第四条の二第一項第二十六号の移</p>	<p>より検査する。</p> <p>十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造とな<u>っている</u>ことを、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>二十 [略]</p> <p>二十一 移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十四・二十五 [略]</p> <p>二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びそ</p>
--	---	--	---

<p>動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p> <p>二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置</p> <p>二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造</p> <p>二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p> <p>三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース</p>	<p>の原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p> <p>二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p> <p>三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を<u>目視等</u>及び記録により検査する。</p>	<p>動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置</p> <p>二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置</p> <p>二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造</p> <p>二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p> <p>三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホース</p>	<p>の原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び記録により検査する。</p> <p>二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び記録により検査する。</p> <p>三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を<u>目視</u>及び記録により検査する。</p>
--	--	--	---

<p>の摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置</p> <p>三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p> <p>三十二 第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器</p> <p>三十三 第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場</p> <p>三十三の二 第四条の二第一</p>	<p>三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三十三 廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三十三の二 土堤又は防爆壁を設置したも</p>	<p>の摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置</p> <p>三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置</p> <p>三十二 第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器</p> <p>三十三 第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場</p> <p>三十三の二 第四条の二第一</p>	<p>三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録により検査する。</p> <p>三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三十三 廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三十三の二 土堤又は防爆壁を設置したも</p>
---	--	---	--

<p>項第三十三号 口の土堤、防 爆壁又は防火 壁その他の延 焼を遮断する ための措置</p> <p>三十三の三 第 四条の二第一 項第三十三号 ハの周囲の火 災を防止する ための措置</p> <p>4 保安の確保の ための組織及び方 法</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 第六条第一 項第四号の<u>点 検</u></p> <p>五～十一 [略]</p>	<p>のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第四第十六項又は第 十八項に掲げる保安 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、<u>目視 等</u>及び図面により検 査する。ただし、火薬 類が爆発し又は発火 することにより周辺 の施設に危害を及ぼ すおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、<u>目視等</u>、 図面又は記録により 検査する。</p> <p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視等</u>、図面又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 危害予防規程に記 載した<u>点検</u>の方法が 全ての従業者に理解 され、実施され、か つ、維持されている ことを、記録により 検査する。</p> <p>五～十一 [略]</p>	<p>項第三十三号 口の土堤、防 爆壁又は防火 壁その他の延 焼を遮断する ための措置</p> <p>三十三の三 第 四条の二第一 項第三十三号 ハの周囲の火 災を防止する ための措置</p> <p>4 保安の確保の ための組織及び方 法</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 第六条第一 項第四号の<u>巡 視及び点検</u></p> <p>五～十一 [略]</p>	<p>のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第四第十六項又は第 十八項に掲げる保安 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、<u>目視 及び図面</u>により検 査する。ただし、火薬類 が爆発し又は発火す ることにより周辺の 施設に危害を及ぼす おそれがない場合に は、当該おそれがな いことを、<u>目視</u>、<u>図面</u> 又は記録により検査 する。</p> <p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は機 器等の作動試験若し しくはその記録によ り検査する。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 危害予防規程に記 載した<u>巡視及び点検</u> の方法が全ての従業 者に理解され、実施 され、かつ、維持され ていることを、記録 により検査する。</p> <p>五～十一 [略]</p>
---	---	---	---

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが <u>目視等</u> により容易に判定できる場合に限り、 <u>目視等</u> による検査に替えることができる。
2 地上式一級火薬庫の基準	
一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、 <u>目視等</u> 及び図面により検査する。
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、 <u>目視等</u> により検査する。
三 第二十四条第三号の火薬庫の壁	三 火薬庫の壁の維持管理状況を、 <u>目視等</u> により検査する。
四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、 <u>目視等</u> により検査する。
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、 <u>目視等</u> 、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六 第二十四条第六号の地盤面からの湿気	六 火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが <u>目視</u> により容易に判定できる場合に限り、 <u>目視</u> による検査に替えることができる。
2 地上式一級火薬庫の基準	
一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、 <u>目視</u> 及び図面により検査する。
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、 <u>目視</u> により検査する。
三 第二十四条第三号の火薬庫の壁	三 火薬庫の壁の維持管理状況を、 <u>目視</u> により検査する。
四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、 <u>目視</u> により検査する。
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、 <u>目視</u> 、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六 第二十四条第六号の地盤面からの湿気	六 火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための

<p>を防止するための措置</p>	<p>措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>	<p>を防止するための措置</p>	<p>措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>
<p>七 第二十四条 第七号の火薬庫の内面</p>	<p>七 火薬庫の内面の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、<u>目視等</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>	<p>七 第二十四条 第七号の火薬庫の内面</p>	<p>七 火薬庫の内面の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は<u>記録</u>により検査する。</p>
<p>七の二 第二十四条第七号の二の火薬庫の床面</p>	<p>七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p>	<p>七の二 第二十四条第七号の二の火薬庫の床面</p>	<p>七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p>
<p>八 第二十四条 第八号の火薬庫の換気孔</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p>	<p>八 第二十四条 第八号の火薬庫の換気孔</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p>
<p>九 第二十四条 第九号の火薬庫の暖房設備</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p>	<p>九 第二十四条 第九号の火薬庫の暖房設備</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p>
<p>十 第二十四条 第十号の火薬</p>	<p>十 火薬庫の照明設備により火薬類が爆発</p>	<p>十 第二十四条 第十号の火薬</p>	<p>十 火薬庫の照明設備により火薬類が爆発</p>

<p>庫の照明設備</p> <p>十一 第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組</p> <p>十二 第二十四条第十二号の避雷装置</p> <p>十三 第二十四条第十三号の土壌</p> <p>十四 第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備</p> <p>十五 第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>十六 第二十四条第十六号の盗難を防止するための措置</p>	<p>し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p> <p>十一 火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p> <p>十二 避雷装置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十三 土壌の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十四 防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>十六 見張人を常時配置しない火薬庫の<u>盗難を防止するための措置</u>の状況を、<u>目視等</u>により<u>検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はそ</u></p>	<p>庫の照明設備</p> <p>十一 第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組</p> <p>十二 第二十四条第十二号の避雷装置</p> <p>十三 第二十四条第十三号の土壌</p> <p>十四 第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備</p> <p>十五 第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>十六 第二十四条第十六号の警鳴装置</p>	<p>し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p> <p>十一 火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>により検査する。</p> <p>十二 避雷装置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十三 土壌の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十四 防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>十六 見張人を常時配置しない火薬庫の<u>警鳴装置の設置</u>の状況を、<u>目視</u>により<u>検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。</u></p>
--	---	--	--

<p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎</p> <p>四 [略]</p> <p>五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>の記録等により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎</p> <p>四 [略]</p> <p>五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所</p> <p>三 第二十五条第二号の火薬庫の構造</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p> <p>三 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所</p> <p>三 第二十五条第二号の火薬庫の構造</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p> <p>三 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>

<p>四 第二十五条 第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>四 第二十五条 第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>五 第二十五条 第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉</p>	<p>五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>五 第二十五条 第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉</p>	<p>五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>六 第二十五条 第六号の火薬庫の地盤の厚さ</p>	<p>六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p>	<p>六 第二十五条 第六号の火薬庫の地盤の厚さ</p>	<p>六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p>
<p>七 第二十五条 第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置</p>	<p>七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>七 第二十五条 第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置</p>	<p>七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p>	<p>一 [略]</p>	<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p>	<p>一 [略]</p>
<p>一 [略]</p> <p>二 第二十五条 の二第一号の火薬庫の設置状況</p>	<p>二 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>二 第二十五条 の二第一号の火薬庫の設置状況</p>	<p>二 火薬庫の設置場所の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>三 第二十五条</p>	<p>三 火薬庫の維持管理</p>	<p>三 第二十五条</p>	<p>三 火薬庫の維持管理</p>

<p>の二第二号の 火薬庫の構造</p> <p>四 第二十五条 の二第三号の 外部構造と内 部構造との間 の空間</p>	<p>状況を、<u>目視等</u>によ り検査する。</p> <p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 維持管理状況を、<u>目 視等</u>及び図面により 検査する。</p>	<p>の二第二号の 火薬庫の構造</p> <p>四 第二十五条 の二第三号の 外部構造と内 部構造との間 の空間</p>	<p>状況を、<u>目視</u>により 検査する。</p> <p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 維持管理状況を、<u>目 視</u>及び図面により検 査する。</p>
<p>五 第二十五条 の二第五号の 搬出入用トン ネル</p>	<p>五 搬出入用トンネル の維持管理状況及び 衝動波防止の措置の 維持管理状況を、<u>目 視等</u>及び図面により 検査する。</p>	<p>五 第二十五条 の二第五号の 搬出入用トン ネル</p>	<p>五 搬出入用トンネル の維持管理状況及び 衝動波防止の措置の 維持管理状況を、<u>目 視</u>及び図面により検 査する。</p>
<p>六 第二十五条 の二第六号の 昇降機その他 火薬類の運搬 に用いる設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の維持管理状況 を、<u>目視等</u>及び図面 により検査する。</p>	<p>六 第二十五条 の二第六号の 昇降機その他 火薬類の運搬 に用いる設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の維持管理状況 を、<u>目視</u>及び図面に より検査する。</p>
<p>七 第二十五条 の二第七号の 放爆用トンネ ル</p>	<p>七 放爆用トンネルの 維持管理状況を、<u>目 視等</u>及び図面により 検査する。</p>	<p>七 第二十五条 の二第七号の 放爆用トンネ ル</p>	<p>七 放爆用トンネルの 維持管理状況を、<u>目 視</u>及び図面により検 査する。</p>
<p>八 第二十五条 の二第八号の 火薬庫の側面 及び底面の地 盤の厚さ</p>	<p>八 火薬庫の側面及び 底面の地盤の厚さ を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の厚さを 満たしていることが <u>目視等</u>又は図面によ り容易に判断できる 場合に限り、<u>目視等</u> による検査に替える ことができる。</p>	<p>八 第二十五条 の二第八号の 火薬庫の側面 及び底面の地 盤の厚さ</p>	<p>八 火薬庫の側面及び 底面の地盤の厚さ を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の厚さを 満たしていることが <u>目視</u>又は図面によ り容易に判断できる 場合に限り、<u>目視</u>によ る検査に替えること ができる。</p>
<p>九 第二十五条 の二第九号及び 第十号の土かぶ り</p>	<p>九 火薬庫の土かぶり の維持管理状況を、 <u>目視等</u>により検査 し、及び当該土かぶ</p>	<p>九 第二十五条 の二第九号及び 第十号の土かぶ り</p>	<p>九 火薬庫の土かぶり の維持管理状況を、 <u>目視</u>により検査し、 及び当該土かぶり</p>

<p>十 第二十五条の二第十一号の警戒設備</p> <p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 第二十六条第一項第二号の避雷装置</p> <p>六 第二十六条第一項第三号の土堤</p> <p>七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離</p>	<p>りを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>十 警戒設備の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 避雷装置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>六 土堤の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に</p>	<p>十 第二十五条の二第十一号の警戒設備</p> <p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 第二十六条第一項第二号の避雷装置</p> <p>六 第二十六条第一項第三号の土堤</p> <p>七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離</p>	<p>を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>十 警戒設備の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 避雷装置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>六 土堤の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限</p>
---	---	---	--

<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁</p> <p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p> <p>六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>五 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な<u>措置</u>の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>六 土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁</p> <p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p> <p>六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の壁の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>五 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な<u>措置</u>の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>六 土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>

<p>9 地中式三級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ</p> <p>三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>三 火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。</p>	<p>9 地中式三級火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ</p> <p>三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>三 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。</p>
<p>10 水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面</p> <p>二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根</p> <p>三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備</p> <p>四 第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。</p> <p>三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。</p> <p>四 火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図</p>	<p>10 水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面</p> <p>二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根</p> <p>三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備</p> <p>四 第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>四 火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面</p>

<p>止するための措置</p> <p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面</p> <p>三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁</p> <p>四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口</p> <p>五 第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項の</p>	<p>面により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の内面の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>五 火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>ハ 火薬庫の屋根の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>止するための措置</p> <p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面</p> <p>三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁</p> <p>四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口</p> <p>五 第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項の</p>	<p>により検査する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の内面の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>五 火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>ハ 火薬庫の屋根の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
--	--	--	---

<p>基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根</p> <p>ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備</p> <p>ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>ハ 窓が設けられていないことを、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>ニ 警戒設備の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>	<p>基準</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根</p> <p>ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備</p> <p>ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>ハ 窓が設けられていないことを、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>ニ 警戒設備の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十八条第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十八条第二号の火薬庫の壁</p> <p>五 [略]</p> <p>六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 火薬庫の壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>五 [略]</p> <p>六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十八条第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十八条第二号の火薬庫の壁</p> <p>五 [略]</p> <p>六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 火薬庫の壁の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>五 [略]</p> <p>六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十九条</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 がん具煙火貯蔵庫</p>	<p>14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十九条</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 がん具煙火貯蔵庫</p>

<p>第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</p> <p>三 第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉</p> <p>15 避雷装置の基準</p> <p>16 土堤の基準</p> <p>一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離</p> <p>二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造</p> <p>三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造</p>	<p>又は導火線庫の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>15 第三十条の避雷装置の維持管理状況を、<u>目視等</u>、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視等</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>による検査に替えることができる。</p> <p>二 切通の出入口の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p> <p>三 トンネルの出入口の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</p> <p>三 第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉</p> <p>15 避雷装置の基準</p> <p>16 土堤の基準</p> <p>一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離</p> <p>二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造</p> <p>三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造</p>	<p>又は導火線庫の維持管理状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>15 第三十条の避雷装置の維持管理状況を、<u>目視</u>、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが<u>目視</u>により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>による検査に替えることができる。</p> <p>二 切通の出入口の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p> <p>三 トンネルの出入口の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
---	--	---	---

<p>四 第三十一条 第四号の土堤 の勾配</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>四 第三十一条 第四号の土堤 の勾配</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>四の二 第三十一条第四号の二の土堤の高さ</p>	<p>四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>四の二 第三十一条第四号の二の土堤の高さ</p>	<p>四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>四の三 第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ</p>	<p>四の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>四の三 第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ</p>	<p>四の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>五 第三十一条 第五号の堤脚</p>	<p>五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況</p>	<p>五 第三十一条 第五号の堤脚</p>	<p>五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況</p>

<p>を土留とする 土堤</p>	<p>を、<u>目視等</u>により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>を土留とする 土堤</p>	<p>を、<u>目視</u>により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>六 第三十一条 第六号の土堤 を兼用する ときの通路</p>	<p>六 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>六 第三十一条 第六号の土堤 を兼用する ときの通路</p>	<p>六 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>17 簡易土堤の基準</p>		<p>17 簡易土堤の基準</p>	
<p>一 [略]</p>	<p>一 [略]</p>	<p>一 [略]</p>	<p>一 [略]</p>
<p>二 第三十一条 の二第一号の 簡易土堤の勾配</p>	<p>二 簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>二 第三十一条 の二第一号の 簡易土堤の勾配</p>	<p>二 簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>二の二 第三十一条の二第一</p>	<p>二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の</p>	<p>二の二 第三十一条の二第一</p>	<p>二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の</p>

<p>号の二の簡易土堤の高さ</p>	<p>測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>号の二の簡易土堤の高さ</p>	<p>測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の高さ</p>	<p>二の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視等</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視等</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の高さ</p>	<p>二の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが<u>目視</u>又は図面により容易に判定できる場合に限り、<u>目視</u>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留</p>	<p>三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留</p>	<p>三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>四 第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部</p>	<p>四 簡易土堤の頂部の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>四 第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部</p>	<p>四 簡易土堤の頂部の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>18 第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>18 第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、<u>目視</u>、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>

備考 表中の [] は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。